

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

再分配的な側面に配慮した保育サービスのあり方に関する研究

分担研究報告書

研究分担者 酒井正 法政大学経済学部 教授

研究要旨

効果的且つ公正な両立支援の在り方を考えるにあたっては、子どもを持つことに伴う女性の逸失所得を把握したうえで、更に（保育料の安い）認可保育所が低所得世帯に配分されているかどうかを確認することが重要になる。

家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データ（22 年分）に基づいて分析をおこなった結果、月給で賃金を受け取っている女性においては、子供を持つことに伴う賃金低下（child penalty）が観察された。労働時間を統御したうえでの結果であることから、正規雇用等では昇進等の面で差が付くことで child penalty が大きくなることが示唆される。子育てに伴うキャリアの中断や昇進の遅れ等を是正する必要がある。

また、就学前の子供を持つ女性のうち認可保育所に子供を通わせている者の割合を所得階層別に見ると、保育所が需要に比べて不足しているとされる都市部に限れば、認可保育所利用率は所得階層によって有意な差が無いことがわかった。現行の入所基準のまま認可保育所を増やしたとしても、低中所得層における女性の就業が必ずしも優先して支援されるわけではないことから、入所基準の調整等を検討する必要があるかもしれない。

A．研究目的

この四半世紀、わが国の 30～40 代の女性の就業率は上昇して来ているが、子育てに伴って能力開発や昇進の機会が大きく失われたり、子育て支援策が不公平だったりすれば、女性の労働意欲を十分に引き出せているとは言えず、労働資源の利用は非効率

になっている可能性がある。本研究では、効果的な子育て支援策を検討するにあたり、女性が子どもを持つことで被る賃金低下を計測すると同時に、現下の保育サービス提供体制に内在する問題を検討する。特に、認可保育所の利用基準（選考基準）を考察する。

年齢等をコントロールしたうえで、子供を持つ女性の賃金が（子供を持たない女性の賃金に比べて）低いという事実は child penalty（或いは motherhood penalty）として知られ、多くの国で観察されて来た。その理由としてはいくつかの要因が考えられるが、観察できない能力等の異質性に因るとする仮説と性別役割分業や子育てをする女性に対する差別的待遇に因るとする仮説が有力である。もし子供を持つことに伴う賃金低下が仮説に因るものであるならば、政策的な介入は単純には正当化され得ない。他方で、賃金低下が仮説に因るものならば、子育て支援策の改善を検討する余地がある。本研究では、まず上記の2つの仮説を識別したうえで、child penaltyの存在を確認する。

次に研究の後半部では、公的な保育サービス供給が再分配的な観点から有効に機能しているかどうかを検討する。一般に認可保育所の保育料は自治体の補助によって低く抑えられているが、現状での女性の就業状況を主な入所の要件としている。そのため、ひとり親家庭等の子供は優先的に入所できる一方で、フルタイムの共稼ぎ家庭の子供についても入所しやすく、認可保育所に子供を預けている世帯の所得分布は二極化していると指摘する研究もある（大石，2005）。都市部を中心に待機児童の存在（＝保育サービスの不足）が問題になる中、認

可保育所の現行の入所基準は所得格差の拡大に寄与している可能性もある。そこで、子供を認可保育所に預けている割合を所得階層ごとに見ることで再分配的な側面から認可保育所の在り方を考察する。

B. 研究方法

公益財団法人家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データ（22年分）に基づいて分析をおこなう。同調査は、初回調査時（1993年）に24～34歳だった女性（とその夫）を対象とする縦断調査であり、その後に新しいコホートも加えていることから、利用できる最新調査時（2014年）の段階で年齢幅は25～55歳となっている。

まず、研究の前半部では、時間当たり賃金（の対数値）及び月給（の対数値）を被説明変数とし、就学前の子供がいる場合に1の値を取るダミー変数を説明変数とした固定効果推定をおこなう。コントロール変数には、年齢、年齢二乗、（当該企業における）勤続年数、婚姻状態、月間労働時間等を用いる。固定効果推定では、観察し得ない個人の異質性（性向・能力等）を統御していることになるので、子供の有無が賃金に対して有意に影響していれば、異質性以外の要因に因ることが考えられる。以上に加えて、月間労働時間を被説明変数とする推定もおこない、子供を持つことの労働時

間への影響も見る。また、子供を持つことで被る賃金低下が女性の学歴によって異なっているかも確認する。

次に研究の後半部では、同調査を用い、就学前の子供を持つ女性で就労している者のうち認可保育所に子供を預けている者の割合を算出し、所得階層ごとの認可保育所利用率を見る。上記に加え、就労していない女性をサンプルに含めて計算した認可保育所利用率も計算する。また、所得階層としては、等価所得（年収）の十分位を用いる。認可保育所を利用している場合に1を取るダミー変数を被説明変数とし、各所得階層を示すダミー変数に加え、兄弟数等を説明変数とするプロビット分析をおこなう。

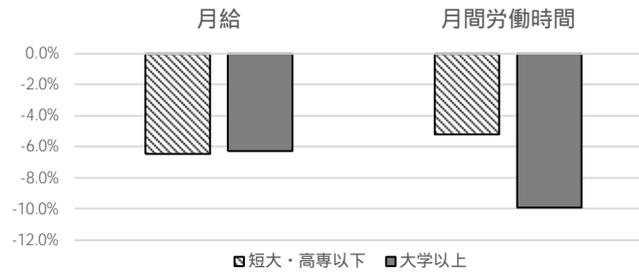
（倫理面への配慮） 該当しない。

C. 研究結果

全就業者（女性）に関して計算された時間当たり賃金率について見れば、子供を持つことに伴う賃金低下（child penalty）は観察されなかった。一方で、月給で賃金を受け取っている女性に限れば、child penaltyが観察される。月給で賃金を受け取っているのは、「正社員」を中心とする常用雇用の者が想定されるが、固定効果推定によって個人の観察できない異質性を統御した結果

であるので、それらの女性においては、元来の能力等以外の要因で賃金低下が生じていることが窺える。これは、川口（2005）を踏襲する結果である。子供を持つ女性は労働時間も少なくなる傾向にあるが（下図）、労働時間を統御しても child penalty は観察される。すなわち、労働時間が同じであっても、子供のいる女性は（子供のいない女性に比べて）賃金が低いことになり、正規雇用等では昇進等の面で差が付く結果、child penalty が大きくなることが示唆される。この月給職における child penalty は学歴に関係なく観察された。但し、子供を持つことに伴う労働時間の減少分は大卒以上の者で大きかった。以上の結果は、就業選択に起因するセレクション・バイアスの可能性については明示的に考慮していないため^{注1}、解釈にあたっては慎重を期す必要があるが、女性は子供を持つことで労働時間以外の要因による収入の減少を経験している可能性があり、その面での対策を講ずる必要があるかもしれない。子育てに伴う労働時間の減少とキャリアの中断が男女間賃金格差の最も大きな要因であることを指摘した Bertrand et al. (2010)とも整合的な結果と言える。

子供を持つことに伴う賃金の減少分



* 年齢，年齢二乗，勤続年数，婚姻状態，時点効果を統御した結果．

* 労働時間については，正規雇用についての結果．

子育てと仕事を両立するにあたっては保育サービスが利用できるかどうかが重要となってくる。とりわけ、保育料の安い認可保育所に入所させられるかどうかが重要である。就学前の子供を持つ女性のうち認可保育所に子供を通わせている者の割合を所得階層別に見ると、高所得層ほど認可保育所利用率が低い傾向が見られた。しかし、保育所が需要に比べて不足しているとされる都市部に限定して見れば、認可保育所利用率は所得階層によって有意な差が無いことがわかった。認可保育所に入れられないために就業を断念している可能性もあるが、都市部では認可保育所利用率が必ずしも低所得層で高くないという事実は、(保育料が応能負担になっているとは言え)認可保育所の利用可否が所得再分配に歪みをもたらしている可能性を示唆する。(就業していない女性まで含むサンプルでは、上位の所得階層ほど認可保育所利用率が高いことも一部で見出された。)フルタイムの就業者を優先するような入所基準によって、保育所の有無に関わりなく働き続けるような就業

志向の強い女性ほど認可保育所に子供を入れ易くなっており、認可保育所を増やしても就業する女性が増えないことが指摘されている (Yamaguchi et al, 2017)。上記の結果は、それを補完する傍証とも捉えることができる。

注1 別のセレクション・バイアスとして、就業する女性が増えるほど能力や生産性の低い女性もサンプルに含まれるようになり、女性の平均賃金を押し下げる可能性がある。但し、前年度における都道府県データに基づいた予備的な分析から、正規雇用に限ってみればこのようなセレクション・バイアスの存在は示唆されない。

D. 考察 及び E. 結論

研究の前半部では、月給で賃金を受け取る女性に限れば、子供を持つことで賃金低下が生じる事実が確認された。これは観察できない能力といったことに由来するものではなく、性別役割分業等に因ることが示唆される。また、労働時間を統御しても尚、

子供を持つことに伴う賃金低下が見られることから、賃金低下の背景には、子育てによる労働時間の減少以外の理由もあると考えられる。

研究の後半部では、暫定的な結果ではあるが、保育料の安い認可保育所利用率が都市部では必ずしも低中所得層で高いことが確認された。所得の高い世帯が安い保育サービスを楽しむ一方で、低中所得層においても認可保育所を利用できていない世帯が一定割合いることが窺えた。

子供を持つ女性の賃金が低くなる傾向にあるのは、観察できない能力等に因るわけではなく、性別役割分業等に因る可能性があることが確認されたことから、政策的な介入の余地がある。特に、子育てに伴う労働時間の減少以外の要因（キャリアの中断やそれに伴う昇進の遅れ等）も示唆されることから、この面での是正措置が必要と考えられる。その中には、夫の育児への協力をし易くするような施策も含まれよう。

また、認可保育所利用率が必ずしも低中所得層で高いという事実は、待機児童を解消するために、現行の入所基準のまま認可保育所を増やしたとしても、低中所得層における女性の就業は必ずしも反応しないことを示唆しうる。入所基準の調整や保育料の応能負担の度合いを改めるといった措置が必要かもしれない。これらの研究成果について、今後、学術媒体に公表して行

くことを予定している。

F．健康危険情報

なし

G．研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H．知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし